

北九州市内部統制推進要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における内部統制の推進を図るため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 内部統制 業務執行におけるリスク（組織目的の達成を阻害する業務上の要因をいう。）を一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。
- （2） 基本方針 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項に基づき、北九州市長が定める北九州市内部統制基本方針をいう。

（最高責任者等）

第3条 本市における内部統制の円滑な実施を図るため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）及び内部統制実務統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者は市長をもって充て、統括責任者は総務市民局を担任する副市長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときは、その職務を代行する。

（責任者等）

第4条 北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第44号）第1条に掲げる局及び室、会計室、区、消防局、上下水道局、交通局、公営競技局、市議会事務局、行政委員会事務局、農業委員会事務局並びに教育委員会（以下「各局等」という。）における内部統制の円滑な実施を図るため、各局等に内部統制責任者（以下「責任者」という。）、内部統制副責任者（以下「副責任者」という。）及び内部統制推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- 2 責任者は各局等の長をもって充て、副責任者は各局等の総務担当部長をもって充て、推進委員は各局等の総務担当課長をもって充てる。ただし、これによりがたい場合は、各局等の長が所属職員の中から副責任者及び推進委員

を指定するものとする。

- 3 責任者は、最高責任者及び統括責任者の命を受けて、その所管の事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。
- 4 副責任者は、責任者を補佐し、責任者に事故があるとき又は責任者が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 推進委員は、責任者及び副責任者の命を受けて、その所管の事務に係る内部統制に関する事務の実務を行う。

（推進本部）

第5条 内部統制の基本方針の策定、改訂及び全庁的な内部統制の推進を図るため、内部統制推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

- 2 推進本部は、次の事務を所掌する。
 - （1） 基本方針の策定及び改訂に係る事項
 - （2） 内部統制の推進に係る事項
 - （3） その他、必要な事項
- 3 推進本部は、市長、副市長、各局等の長で組織する。
- 4 市長は、推進本部の会務を総理する。
- 5 推進本部の事務局は、総務市民局総務部法制課に置く。

（推進P T）

第6条 内部統制の推進に係る実務を補助するため、内部統制推進プロジェクトチーム（以下「推進P T」という。）を設置する。

- 2 推進P Tには、リーダー、サブリーダー及びメンバーを置き、それぞれ別表に掲げる職員をもって充てる。
- 3 リーダーが必要と認めたときは、推進P Tに関係者の出席を求めることができる。
- 4 推進P Tの事務局は、総務市民局総務部法制課に置く。

（職場巡回）

第7条 各課（これに相当する組織を含む。）における内部統制を推進するため、内部統制推進担当部長及び内部統制推進担当は、各職場を巡回する。

（評価部局）

第8条 内部統制の評価を行い、地方自治法第150条第4項に規定する報告書を作成するため、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を設置

する。

2 評価部局は、総務市民局総務部法制課とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、内部統制の推進に関して必要な事項は、最高責任者が定める。

付則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

リーダー	総務市民局総務部長
サブリーダー	総務市民局総務部法制課長
メンバー	会計室次長、技術監理局契約部契約制度課長、政策局DX・AI戦略室次長、政策局DX・AI戦略室DX推進担当課長、総務市民局総務部総務課長、総務市民局総務部文書館長、総務市民局人事部人事課長、財政・変革局財務部財政課長、財政・変革局市政変革推進室次長、財政・変革局市政変革推進室財産活用推進担当課長